○保安林皆伐面積の許容限度の公表

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定に基づき、令和6 (2024) 年度における保 安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表 する。

令和6 (2024) 年2月1日

栃木県知事 福 田 富 一

							立木伐採面積の許容限度 (単位ha)									
森画					位 名	市郡町村名	水養林		安		防	備	防風保安 林	干害防備保安 林	保健保安林	計
那	珂		大地	田		大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。)、 那須塩原市(塩原、中塩原、 上塩原、湯本塩原、関谷、上塩原、湯本塩原、関子、 大貫、高阿津、下田野、遅 貫、高阿津、下田野、遅 状、 葉沼、折戸、上横林、 大び接骨木を除く。) 及び 那須郡那須町	4	68.	39		46.	51	0. 10			515. 00
	同					大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田に限る。)、 那須烏山市、芳賀郡茂木町及び那須郡那珂川町	3	48.	15	1	125.	56		6. 74	2.00	482. 45
那鬼				板	地	矢板市、那須塩原市(塩原、 中塩原、上塩原、湯本塩原、 関谷、金沢、宇都野、下大 貫、上大貫、高阿津、下田 野、遅野沢、蟇沼、折戸、上 横林、横林及び接骨木に限 る。)、さくら市及び塩谷郡	4	75.	32	1	124.	72	1. 01	0. 96		602. 01
鬼:	怒	ЛП				宇都宮市、真岡市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狹、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園一丁目、祇園一丁目、祇園一丁目、緑一丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑二丁目、緑二丁目、緑二丁目、緑六丁目、相、下吉田、別当河原、相、木下吉田、別当河原、相、東根、田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上古										

		田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上 三川町及び芳賀郡(茂木町を 除く。)	33. 80	33. 16	11.82	78. 78
鬼怒川	今区	日町目丁町町町大、滝清市一丁中野丹東川尾尾町尾尾町砂畑及、「大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	1, 096. 17	150. 83		1, 247. 00
同	日 光 地区	日光市(上鉢石丁三原本石丁三原本石丁三原本石丁三原本石丁三原本石丁三原本田町、町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町				

					Ì		
	東小来川、中小来川、西小来川及び滝ケ原に限る。)	281. 90	150. 47				432. 37
鬼怒川区地区	日光市(足尾町本山、足尾町 愛宕下、足尾町赤倉、足尾町 南橋、足尾町深沢、足尾町上 間藤、足尾町掛水、足尾町 下間藤、足尾町掛水、足尾町 向原、足尾町赤沢、足尾町松 原、足尾町通洞、足尾町砂 畑、足尾町中才、足尾町遠下 及び足尾町に限る。)	184. 40	42. 28				226. 68
渡良瀬川へ小倉川地区	栃木市(西方町金井、西方町 金崎、西方町本郷、西方町本 城、西方町真名子及び西方町 元に限る。)及び鹿沼市	964. 08	203. 54				1, 167. 62
(佐) 野地	足井郷子佐師狭園三丁緑目田上部田び郡の西方町真)(下、祗園三丁緑門町本紀、田で西方町の市、田には園町とは、西西方町の市の大田では園町では、西西方町の市では、西西方の市、田には園町では、田のでは、田のでは、田のでは、田のでは、田のでは、田のでは、田のでは、田の	401.09	143. 29		2. 00		546. 38
	計	4, 253. 30	1, 020. 36	1. 11	21. 52	2.00	5, 298. 29

(森林整備課)